

定 款

株式会社富士通ビー・エス・シー

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社富士通ビー・エス・シーと称し、英文ではFUJITSU BROAD SOLUTION & CONSULTING Inc.とする。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- 1．コンピュータのソフトウェアの作成および販売
- 2．コンピュータならびに関連機器用品の販売
- 3．コンピュータの運用、管理およびサービス業
- 4．労働者派遣事業
- 5．有料職業紹介事業
- 6．前各号の事業に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1．取締役会
- 2．監査役
- 3．監査役会
- 4．会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は43,200,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は株式につき株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

前項の場合の他、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

第3章 株主総会

(招集時期)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができるものとする。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除いて、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主総会毎に、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその

他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録する。

株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その写しを5年間支店に備え置く。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は12名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(累積投票の排除)

第20条 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議により2名以内の代表取締役を選定し、うち1名は社長とする。

(役付取締役)

第23条 取締役会の決議により取締役の中から必要に応じて会長、副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第24条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集権者および議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第26条 取締役会を招集するときは、会日から3日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議)

第27条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。

会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。

(相談役)

第29条 取締役会はその決議をもって相談役若干名を選任することができる。

(取締役会規則)

第30条 取締役会に関する事項については、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第31条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第426条第1項の規

定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

（社外取締役の責任免除）

第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

（監査役の員数）

第33条 当社の監査役は4名以内とする。

（監査役の選任）

第34条 監査役は、株主総会の決議により選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

（監査役の任期）

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役の報酬等）

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役会の招集手続）

第38条 監査役会を招集するときは、会日から3日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会規則)

第39条 監査役会に関する事項については、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除)

第40条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

(社外監査役の責任免除)

第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第42条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

(会計監査人の任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第45条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当金の支払)

第46条 当社は、株主総会の決議により、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下、「期末配当金」という。)を支払う。

(中間配当金の支払)

第47条 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下、「中間配当金」という。)をすることができる。

(除斥期間)

第48条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附 則

第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。

第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3条 本附則第1条から本条までの規定は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。

昭和38年	11月20日	制定
昭和44年	10月15日	改正
昭和44年	11月1日	改正
昭和46年	6月21日	改正
昭和47年	6月30日	改正
昭和48年	10月30日	改正
昭和50年	4月15日	改正
昭和51年	6月23日	改正
昭和55年	5月29日	改正
昭和57年	9月9日	改正
昭和57年	11月1日	改正
昭和58年	5月31日	改正
昭和59年	6月18日	改正
昭和60年	6月21日	改正
昭和61年	4月1日	改正
平成元年	6月30日	改正
平成6年	6月30日	改正
平成11年	6月30日	改正
平成12年	6月23日	改正
平成13年	6月28日	改正
平成14年	6月27日	改正
平成15年	6月27日	改正
平成16年	6月29日	改正
平成18年	6月29日	改正
平成19年	6月26日	改正
平成21年	6月24日	改正